

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)による「栄養士法」(昭和22年法律245号)の一部改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士の免許を取得していなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた(令和7年4月1日施行)。

これを受け「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和四十一年七月一日厚生省令第十八号)が一部改正されたため、「北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例」の関連条文について所要の改正を行う。

2 省令改正の内容

救護施設・更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。(第11条第1項第6号、第19条第1項第6号)

※本改正は、条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。

3 条例改正の内容

省令改正を受け、本市条例の救護施設・更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする(関連条文は下記のとおり)。

- (1) 職員の配置の基準(第20条第1項第6号)
- (2) 職員の配置の基準(第35条第1項第6号)

4 条例施行期日

令和7年4月1日施行(※「栄養士法」の一部改正の施行日が令和7年4月1日のため)。

5 条例の対象となる施設

施設の種類	施設名	設置主体
救護施設	愛の家	社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会
	第2優和園	社会福祉法人福德福祉会
	ひびき園	社会福祉法人八健会

※更生施設、授産施設、宿所提供施設、医療保護施設、事業授産施設は本市にはない。

議案第70号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について（改正概要）

1 改正理由

- (1) 国民健康保険料の医療分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げ（第13条、第14条の9及び第20条の4関係）

国民健康保険料の賦課限度額については、国において、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額を超える世帯の割合を被用者保険と同等の1.5%に近づけるよう国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）の改正により限度額の引き上げを行ってきた。

今般、令和7年度においても国民健康保険料の賦課限度額の引き上げが講じられ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号。以下「改正政令」という。）が令和7年2月7日に公布された。

本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

- (2) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

低所得者の負担を軽減する措置についても、経済動向等を踏まえ政令の改正により軽減対象世帯の拡充を行ってきた。

今般、令和7年度においても国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充が講じられ、改正政令が令和7年2月7日に公布された。

本市においても、低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険料の医療分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げ（第13条、第14条の9及び第20条の4関係）

医療分 (第13条)	65万円 → 66万円 (+1万円)
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	24万円 → 26万円 (+2万円)
介護分 (第14条の14)	17万円 → 17万円 (据え置き)
合計 (医療+後期+介護)	106万円 → 109万円 (+3万円)

(2) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（29万5千円×加入者数）以下」から「43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（30万5千円×加入者数）以下」とし、2割軽減の前年所得基準を「43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（54万5千円×加入者数）以下」から「43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（56万円×加入者数）以下」とする。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	軽減の基準（前年中所得）
第20条第1項	5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>29万5千円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>30万5千円</u> ×加入者数）以下
第20条第2項	2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>54万5千円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>56万円</u> ×加入者数）以下

3 施行期日

- (1) 国民健康保険料の医療分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げ（第13条、第14条の9及び第20条の4関係）
- (2) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）
令和7年4月1日 ※ 改正政令の施行期日と同日

4 経過措置

- (1) 国民健康保険料の医療分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げ（第13条、第14条の9及び第20条の4関係）
- (2) 軽減対象世帯の拡充（第20条関係）
改正後の第13条、第14条の9及び第20条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 議案提出議会

令和7年2月議会